

横須賀市教育・保育施設等給食費等支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市内の教育・保育施設等に対し、横須賀市教育・保育施設等給食費等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、申請日時点において、市内に所在する次の各号のいずれかに該当する施設等のうち、横須賀市が設置する施設以外の施設等の設置者及び横須賀市が設置する施設の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)とする。

- (1) 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。)
- (2) 幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設、同条第11項の規定による公示がされた施設を除く。)をいう。)
- (3) 保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所をいう。)
- (4) 認可外保育施設(法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、第59条の2第1項の規定による届出を行った者(法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)をいう。)
- (5) 事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定するものをいう。)を行う者
- (6) 一時預かり事業(法第6条の3第7項に規定するものをいう。)を行う者のうち前号までのいずれにも該当しない者

(対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、食材等費(昼食又は昼食の調理に要する食材の調達のために施設が支出している経費をいう。)とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第1に掲げる補助単価を用いて算定した交付額とする。ただし、本補助金を活用し利用者の負担軽減措置を図る場合に限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の国又は地方公共団体からの補助金等（令和6年度横須賀市保育施設等物価高騰対策緊急支援金を除く）を受けている場合における当該補助金等の額については、前項の規定により算定した交付額から差し引くものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、横須賀市教育・保育施設等給食費等支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金額算定表

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、文書により補助金の交付の決定の可否を申請者に通知するものとする。

(関係書類の保管)

第7条 補助事業者は、交付の申請に係る関係書類及び帳簿等を、当該補助金の交付を受けた横須賀市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

(1) 給食献立表

(決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、文書により申請者に通知するものとする。

(返還)

第 10 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、これを返還させるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 4 条関係）

補助単価	交付額
物価上昇率を 勘案し、市長 が定める額	補助単価×喫食児童数（注 1）×給食提供日数（注 2）

注 1 喫食児童数とは、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間に施設等において昼食を提供した園児数（給食費を徴収した各月初日の在籍者数の合計をいう。）をいう。

注 2 給食提供日数とは、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間に施設等において園児に昼食を提供した実日数をいう。

第 1 号様式（第 5 条関係）

横須賀市教育・保育施設等給食費等支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）横須賀市長

横須賀市教育・保育施設等給食費等支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 申請者

住所	
法人名	
施設名	
代表者職・氏名	
施設等区分 (該当するものに✓)	☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり事業を行う者 ☐ 事業所内保育施設

2 交付要件確認事項（要件に適合していることを確認して✓）

- ☐ 園児に提供する昼食（食材）購入費用の施設負担額が令和 3 年度に比べ増大している（自園調理・外部搬入等は問わないが、食材等購入等費用の支出額）
- ☐ 本補助金を活用し、利用者の給食費の負担軽減措置を実施する意向がある

3 補助金申請額

	円
--	---

（注）本申請内容に虚偽等が認められた場合は、補助金の交付決定の取り消し及び返還を求めることがあります。